

災害によって住まいが 被害を受けたとき最初にすること

風水害や地震などの災害で住家が被害を受けたとき、各種被災者支援を受けるためには罹災証明書の交付を受ける必要があります。

その前提として、申請に基づき町職員等が住家の被害認定調査を行いますが、その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理や片付け等をしてしまうと、その調査が困難になってしまいます。

そのような場合、安全を十分に確保したうえで、可能な限り被害状況について写真撮影をしていただき、保存していただきますようお願いします。

写真の撮り方などは、下の図を参考にしてください。

こちらのサイトで住まいが被害を受けたときに最初にすることを紹介しています。
詳細は右記の二次元コードまたはホームページをご覧ください。

【災害で住まいが被害を受けたときに最初にすること】

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg22018.html>



住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の 外 の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

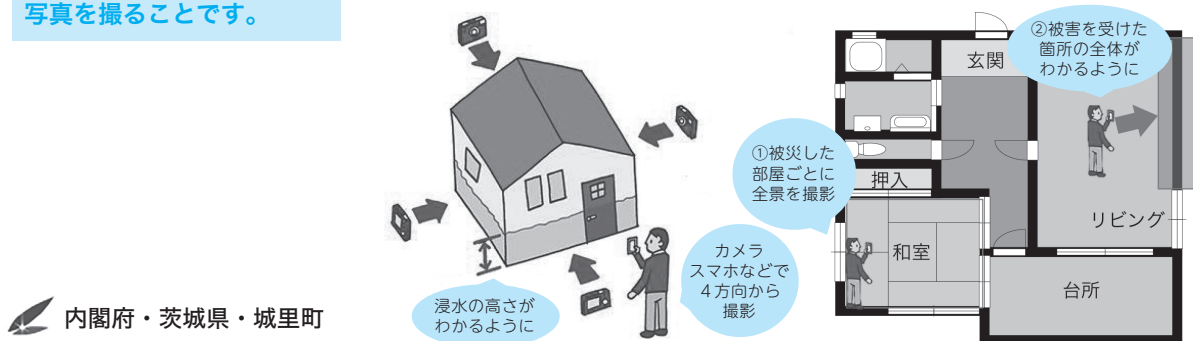
家の 中 の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

——— 想定される撮影箇所 ———
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



内閣府・茨城県・城里町